法令違反と　銃猟事故を　撲滅しましょう

狩猟事故と人の安全は紙一重：初心にかえり安全の確保を

狩猟の注意事項

1. 出猟の際は狩猟者登録証、記章、猟銃・空気銃所持許可証を携帯すること。
2. 現地が狩猟禁止場所（鳥獣保護区、休猟区、公道等）でないか確認すること。銃猟の場合は、銃猟禁止場所（特定猟具（銃器）使用禁止区域、住居集合地等）でないか確認すること。
3. 日の出前、日没後の銃猟はしないこと。
4. 発射のときは、矢先を確認すること。
5. 銃を運搬する際は、弾を抜き銃袋に入れること。
6. 銃の保管は、必ず点検して自分の管理下におくこと。
7. 捕獲した鳥獣は現地に放置しないこと。
8. 網・わなには、猟具毎に住所・氏名・登録県知事名・登録年度・登録証番号を記載した標識（金属製又はプラスチック製）をつけること。
9. かすみ網は、所持・販売・頒布しないこと。
10. 空薬きょうや残飯、空き缶等は全て持ち帰ること。
11. 山火事を起こさないよう火気の取扱いには十分気をつけること。
12. 狩猟禁止の場所（法第１１条）

（イ）鳥獣保護区・・・・・鳥獣保護区等位置図記載のとおり
（ロ）休猟区（イノシシ、シカを除く）・・・同上
（ハ）公道
（ニ）自然公園法第２１条第1項の特別保護地区
（ホ）都市計画法第４条第６項の都市計画施設である公共空地その他、公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識により区域を明示したもの
（ヘ）自然環境保全法第１４条第1項の原生自然環境保全地域
（ト）社寺境内
（チ）墓地

- 令和9年（2027年）1月17日（日）頃を中心とした前後１週間に、「ガンカモ類生息調査」が実施される予定ですので、その期間はガンカモの狩猟を行わないよう協力願います。
- キジの足環を回収された方は、最寄りの県地域振興局又は自然保護課までお送り願います。

◎陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止

陸上自衛隊演習場への立ち入りは禁止されていますので、絶対に立ち入らないでください。

陸上自衛隊

熊本県では、「第二種特定鳥獣管理計画」により、特例休猟区において、イノシシ・ニホンジカの狩猟ができます。
イノシシとニホンジカについては、他の狩猟鳥獣と取扱いが異なりますので、ご注意ください。

- ○特定鳥獣の狩猟を可能とする休猟区（「特例休猟区」）を指定しました。
 ・イノシシ・ニホンジカの狩猟が可能な特例休猟区
 （4表、濃緑色で表示：１4箇所）
- ○特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）については、狩猟期間が11月1日から3月15日までとなっています。
- ○狩猟者登録証による報告以外に、特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の捕獲状況調査を行いますので、御協力ください。

◎狩猟できる鳥獣の種別及び期間

種　　類	期　　間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。オスに限る。）、キジ（オスに限る。）、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	令和8年（2026年）11月15日から 令和9年（2027年）2月15日まで
イノシシ、ニホンジカ	令和8年（2026年）11月1日から 令和9年（2027年）3月15日まで

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数（頭数）
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して　５羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
エゾライチョウ	２羽
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）及びキジ	合計して　２羽
コジュケイ	５羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して　５羽
キジバト	10羽

◎捕獲禁止

鳥　獣　名	禁止区域	禁　止　期　間
ヤマドリのメス及びキジのメス	全国一円	令和4年（2022年）9月15日から 令和9年（2027年）9月14日まで

《狩猟期間の遵守に関する留意事項等》

※ イノシシ・ニホンジカの狩猟期間の延長について
イノシシ・ニホンジカに限り、狩猟期間を11月1日から3月15日までとしています。（他の狩猟鳥獣については、11月15日から2月15日まで）

※ イノシシ・ニホンジカの捕獲状況調査について
イノシシ・ニホンジカの保護管理を行うため、狩猟者登録証による捕獲報告以外に捕獲状況等の調査を実施しますので、御協力をお願いします。

※ 春先はレジャーなどによる山間部への入込者が増加します。
この時期に猟をされる方は、安全の確保に十分注意してください。

鳥獣の捕獲等を目的として国有林野に入林する場合は、次の事項にご協力をお願いします。

1．狩猟及び有害鳥獣捕獲並びに第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲を目的として国有林野に入林する場合は、事前にその区域の国有林野を管轄する森林管理署等へ「入林届」を提出してください。
国有林野に入林する場合は、車両の見やすいところに森林管理署等が受理した「入林届」の写しを掲示し、銃器を使用する場合は車体の側面等の見やすい場所に注意喚起看板を掲示してください。

2．国有林野内で作業を行っている者の安全確保を図るため、九州森林管理局のホームページに「銃器の使用を制限する区域等」を掲載していますので、該当する箇所には絶対に立ち入らないでください。

3．銃猟は、作業地の確認並びに作業者の確認を必ず行って、その場所が安全であることを確認してから実施してください。

4．国有林野内の林道を通行する場合は、徐行する等、交通事故防止にご協力ください。なお、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合、責任を負いませんので十分ご注意ください。

5．火気に注意し、山火事防止にもご協力ください。

6．立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないでください。

7．林内に持ち込んだ缶飲料等の空缶等は必ず持ち帰ってください。

8．施設及び表示板等を損傷しないでください。

九州森林管理局

凡	例
高速自動車道	
一般国道	③
主要地方道	③
一般県道	㊿
有料道路	
河川	
ダム	
県界	
市郡界	
町村界	
県庁	
市役所	
役場	
JR線	
私鉄線	
空港	
三角点	
国有林	
自衛隊演習場	
送電線	

山火事は
たき火・吸いがら・油断から

凡	例	番号
	鳥獣保護区	① ～ ㊾
	特別保護地区	1 ～ 7
	特例休猟区 （狩猟が可能な特定鳥獣名：イノシシ・ニホンジカ）	1 ～ 18
	特定猟具（銃器）使用禁止区域	① ～ ㊺
	特定猟具（くくりわな）使用禁止区域	1
	指定猟法（鉛製銃弾による狩猟）禁止区域	1 ～ 2

※「特例休猟区」とは、休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等をすることができる区域として県知事が指定する区域のことです。

狩猟者登録証は
令和9年（2027年）4月15日までには必ず返納してください